

経済産業省が推進するキャッシュレス・消費者還元事業に PASMOが参加します！

～「PASMOキャッシュレスポイント還元サービス」を
期間限定で実施します～

交通系ICカードを発行している株式会社パスモは、経済産業省が推進するキャッシュレス・消費者還元事業（以下、「本事業」といいます。）へ参加し、本事業の実施期間においてキャッシュレスポイント還元サービスを実施することとなりました。

本事業の対象となる交通系電子マネー加盟店においてPASMOで決済すると、決済額に応じたポイントが貯まり、ポイントを当社が指定する場所にて、1ポイント=1円に換算しPASMOにチャージいただけます。

PASMOならびに「PASMOキャッシュレスポイント還元サービス」をぜひご利用ください。

PASMO



【PASMOキャッシュレスポイント還元サービスの概要】

1. 名称 「PASMOキャッシュレスポイント還元サービス」
2. 内容

あらかじめ本サービスに会員登録の上、本事業の対象となる交通系電子マネー加盟店においてPASMOで決済すると、決済額に応じたポイントが貯まります。ポイントは、当社が指定する場所にて1ポイント=1円※に換算してPASMOにチャージできます。

※チャージの際は、10ポイント未満は切り捨てとし、10円単位でのチャージとなります。
3. ポイント集計期間 2019年10月1日（火）～2020年6月30日（火）
【内訳】
第一期：2019年10月1日（火）～2019年12月31日（火）
第二期：2020年1月1日（水・祝）～2020年3月31日（火）
第三期：2020年4月1日（水）～2020年6月30日（火）
4. 還元（チャージ）期間 第一期・第二期・第三期の各ポイント集計期間終了後、登録いただいたメールアドレス宛に還元ポイントをご連絡します。
具体的な還元時期や還元場所等の詳細については、お送りするメールにてお知らせします。

5. 対象者 PASMOをお持ちのお客様で、事前に専用サイトより会員登録した方（記名PASMO・無記名PASMOいずれも対象）
<専用サイト><https://www.pasmo-point.jp>
※会員登録は2019年9月17日（火）より開始予定です。
6. ポイント算出方法 本事業対象加盟店でPASMOを利用した金額の5%（フランチャイズ店は2%）をポイントとして付与します。
7. お問い合わせ先 「PASMOキャッシュレスポイント還元サービス」
コールセンター
TEL : 0570-01-2807<ナビダイヤル>
営業時間：10:00~18:00（年中無休）

■「キャッシュレス・消費者還元事業」とは

キャッシュレス・消費者還元事業は、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の9カ月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業です。 詳細はこちら：<https://cashless.go.jp/>

※PASMOは株式会社パスモの登録商標です。